

母子及び寡婦福祉法の改正等について
～ひとり親家庭の支援～

雇用均等・児童家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室

文 章 編 資 料

ひとり親家庭の支援について

(1) ひとり親家庭への支援施策の見直しについて

① 見直しの経緯について

ひとり親家庭への支援施策については、平成22年の児童扶養手当法改正法附則の施行3年後の検討規定に基づく見直し検討を行うため、昨年5月に社会保障審議会児童部会に「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」を設置して検討を進め、昨年8月には「中間まとめ」として、支援施策の在り方の方向性等が整理された。

厚生労働省では、これに沿い、平成26年度予算要求・税制改正要望に対応し、昨年12月には、平成26年度予算、政府税制改正大綱において所要の予算・税制措置が認められたほか、本年4月16日には、ひとり親家庭支援施策を強化するための母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等の改正事項も盛り込んだ「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が成立し、4月23日に公布されたところである。

改正法及び平成26年度予算におけるポイントは次のとおりであるので、各自治体におかれてはこれらの趣旨をご理解いただき、地域のひとり親家庭のニーズを踏まえ、積極的・計画的に施策を展開されたい。各事業ごとの変更点の詳細については、次項以降を参照されたい。

② 改正法のポイントについて

改正法におけるひとり親家庭への支援に係る改正の趣旨は、ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、「子どもの貧困」対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援施策を強化するものである。

そのために、次のとおり、(ア)支援体制の充実、(イ)支援施策・周知の強化、(ウ)父子家庭への支援の拡大、(エ)児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを行った。

改正法施行のために必要な関係政省令等については、今後制定することとしているが、各自治体におかれては、施行に向けた準備について引き続き、十分にご留意願いたい。

ア ひとり親家庭への支援体制の充実

自治体によってひとり親家庭支援の取組に温度差があるといった指摘も踏まえ、母子家庭等への支援措置の積極的・計画的実施について都道府県等の努力義務規定を設けるなど、支援体制の充実を図る。

イ ひとり親家庭への支援施策・周知の強化

ひとり親が就職に有利な資格を取得するために修業する場合に、その期間の生活を支援するために給付する「高等職業訓練促進給付金」等について公課禁止規定を設け非課税とすることにより、就業支援を強化する。

また、ひとり親家庭の子どもの保育所入所に係る配慮についてこれまで規定されていたが、放課後児童健全育成事業等についても配慮規定を設けるほか、予算事業として行ってきた子どもへの相談・学習支援などの事業について「生活向上事業」として法律に位置づけることにより、子育て・生活支援を強化する。

さらに、施策の周知が十分でないとの指摘を踏まえて、就業支援事業などにおいて「支援施策に関する情報提供」を明確に業務と位置づけ、周知の強化を図る。

ウ 父子家庭への支援の拡大

父子家庭の中にも経済的に厳しい家庭があることから、これまでも父子家庭への支援を拡大してきたが、今般、ニーズが高い福祉資金の貸付について父子家庭も借りられるよう、「父子福祉資金」制度を創設するなど、父子家庭への支援を拡充する。

また、「母子自立支援員」、「母子福祉団体」などについても父子家庭を法律上の支援対象等として位置づけた上で、名称を「母子・父子自立支援員」、「母子・父子福祉団体」などと父子も支援対象であることを明確にするため改称した。（※以下この資料においては、「母子・父子自立支援員」、「母子・父子福祉団体」と表記している。）

これらにより、母子家庭、父子家庭の支援がほぼ出揃うことから、法律の名称も「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称する。

以上の改正に係る施行期日については、平成26年10月1日としている。

エ 児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直し

児童扶養手当については、公的年金等を受給できる場合には、児童扶養手当を支給しないことで併給調整をしてきたが、これを見直し、児童扶養手当の額よりも少額の公的年金等を受給する場合には、その差額分の児童扶養手当を支給できるように改正する。

この改正に係る施行期日については、各自治体におけるシステム改修、支給事務の準備、周知・広報などの施行準備に時間を必要とすることから、平成26年12月1日としており、実際には平成27年4月から支払いが行われることとなる。

③ 平成26年度予算のポイントについて

平成26年度予算においては、ひとり親家庭の様々な課題に対し、適

切な支援メニューを組み合わせることで総合的・包括的な支援を行うための相談体制を強化するための事業を創設している。

また、転職・キャリアアップ支援等の就業支援関連事業の充実強化や、子どもに対するピア・サポート（当事者等による支援）を伴う学習支援等の支援の推進のための予算も計上している。

各自治体におかれては、改正法の趣旨も踏まえ、これらの予算事業を活用した積極的な取組をお願いします。

あわせて、児童扶養手当と公的年金との併給制限の見直し、父子福祉資金貸付制度の創設等に必要な予算も確保しており、必要な法改正も行ったところである。

各自治体においては、今後、システム改修、事務の準備、周知・広報等の施行準備に遺漏のないようお願いします。

（２）相談・支援体制の強化について

① ひとり親家庭への総合的な支援体制の強化について

ア 総合的な支援体制の強化の考え方

ひとり親家庭支援については、「中間まとめ」において

（ア）ひとり親家庭が抱える多岐にわたる課題を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげる相談支援体制が十分でないこと、

（イ）地域により支援メニューにばらつきがあること、

（ウ）支援施策が知られておらず、利用が低調であること

といった課題が指摘されている。

このため、ひとり親家庭の悩みや課題の内容の如何に関わらず、まず相談でき、その家庭に応じた適切な支援メニューにつなげる窓口体制を整備するとともに、相談窓口からつなぐ先の支援メニューについても地域のひとり親家庭のニーズを踏まえて積極的・計画的に整備することが必要である。

これらを実現するため、平成26年度予算においては、「ひとり親家庭への総合的な支援体制の強化」として、ひとり親家庭の様々な課題に対し、適切な支援メニューを組み合わせることで総合的・包括的な支援を行うためにワンストップの相談窓口を整備する「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業」の創設と、この相談窓口からつなげる先の具体的な支援施策の拡充強化（就業支援関連事業等の充実強化、子どもへの支援の推進）とをワンパッケージで行う予算を確保している。

厚生労働省としては、これらの事業の実施を通じて、今後、各自治体における支援体制の構築に係る取組について好事例を収集・分析し、全国展開を図りたいと考えている。

各自治体におかれては、これらの事業の趣旨を十分にご理解いただき、

支援体制の強化に積極的に取り組まれるようお願いする。

イ 「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業」

このワンパッケージの予算のうち、「相談窓口の強化事業」については、「中間まとめ」で指摘されているように、

(ア) ひとり親家庭がどのような悩みや課題を抱えていてもその家庭の抱える課題を把握・分析し、地域の適切な支援メニューを組み合わせることで包括的・総合的な相談・支援、

(イ) 自立に向け段階に応じた適切な支援メニューにつなげるとともに自立への意欲にも資する継続的・計画的な寄り添い型の相談・支援、

(ウ) 児童扶養手当の手続きをはじめ、子育て支援、離婚、妊娠に係る手続きの担当など様々な行政や支援機関との連絡を密にし具体的な支援メニューにつなげる、潜在的な支援ニーズにも応える積極的な相談・支援、

(エ) 地域の支援機関と連携し、様々な支援メニューを適切に組み合わせることで支援することができる地域連携型の相談・支援

を行うことのできる相談支援体制を整備するものである。

具体的には、地方自治体（主に福祉事務所）の相談窓口に、母子・父子自立支援員に加え、新たに「就業支援専門員」を配置することにより、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員の子育て・生活支援や養育費相談などのその他の専門性を高め、他の行政窓口や支援機関との連携を密にすることにより、相談支援の質・量の充実を図り、上記のような包括的・総合的で高度な支援を実現することを目指している。

就業支援専門員の具体的な業務としては、母子・父子自立支援員と協働し、働いているひとり親に対しては、より好条件の就業の実現を目標とする支援を実施し、働いていないひとり親に対しては、就業阻害要因の除去から就業の実現を目標に支援することとなる。また、ハローワーク、マザーズハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関との定期的な連絡調整や同行支援などにより、連携した就業支援を実施するほか、関係機関の他、地域の事業主団体や母子・父子福祉団体が会する場を定期的に開催し、地域の事業主への普及啓発、子育てと両立しやすい求人の拡大等を行うことも望まれる。

各自治体におかれては、事業の趣旨を十分にご理解の上、積極的に本事業を実施されるようお願いする。

ウ 支援を必要とするひとり親家庭への必要な支援の更なる周知について

平成23年度全国母子世帯等調査によると、ひとり親家庭支援施策についての認知度が3割から6割程度に留まっており、更なる周知と利用

促進が必要である。

このため、平成26年度予算においては、都道府県等において、施策策の積極的・計画的な実施を図るため、支援施策に係る要望・意見の聴取やニーズ調査等を行うとともに、各種の広報手段を活用し、地域の特性を踏まえた広報啓発活動を行うことができるよう、「広報啓発・広聴、ニーズ把握活用等事業」を母子家庭等就業・自立支援センター事業の一つのメニューとして創設している。

各自治体におかれては、事業の趣旨を十分にご理解の上、積極的に本事業を実施されるようお願いする。

② 母子・父子自立支援員の体制強化と資質向上について

「中間まとめ」では、母子・父子自立支援員について、継続して任用されてきた非常勤職員が任期満了後に任期の更新がされない場合があるといった指摘や、研修への参加機会が確保されないことがあるといった種々の問題が指摘された。母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭の支援の実施の要であり、重要な役割を果たしていることから、その人材の確保と資質向上は極めて重要な課題である。

このため、今般成立した改正法においては、都道府県、市等が母子・父子自立支援員をはじめとするひとり親家庭等の自立支援に従事する人材について、その新規確保のための研修や、現に従事している者の更なる資質向上のための研修を行う等の措置を講ずることにより、人材確保や資質向上を図る努力義務を新たに設けているところである。

また、平成26年度予算では、自治体における研修の開催費用や母子・父子自立支援員等の外部研修会への参加を支援する「管内自治体・福祉事務所支援事業」を母子家庭等就業・自立支援センター事業の一つのメニューとして創設している。

都道府県、市等におかれては、改正法の規定の趣旨を踏まえ、上記事業を積極的に活用するなどし、母子・父子自立支援員の人材確保と資質向上に努めていただきたい。

なお、母子・父子自立支援員の配置に要する費用については、地方交付税措置が行われているので、配置していない自治体や体制が十分でない自治体においては、適切な配置をお願いする。

また、「中間まとめ」で指摘された母子・父子自立支援員の任期の更新に関する事項についても、適切な配慮をお願いしたい。

参 考 资 料

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

- 平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化。
- 具体的には、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。

母子家庭及び寡婦自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）

子育て・生活支援

- 母子自立支援員による相談支援
- ヘルパー派遣等による子育て・生活支援
- 保育所の優先入所
- 学習ボランティア派遣等による子どもへの支援
- 母子生活支援施設の機能拡充 など

就業支援

- 母子自立支援プログラムの策定等、ハローワーク等との連携によるきめ細かな就職支援の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 母子家庭の能力開発等のための給付金の支給 など

養育費確保支援

- 養育費相談支援センター事業の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布 など

経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子寡婦福祉資金の貸付 など

「ひとり親家庭への支援施策の在り方について」(中間まとめ)の概要

＜社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会 中間まとめ (平成25年8月)＞

- 平成22年の児童扶養手当法改正法附則の施行3年後の検討規定に基づく検討のため設置。今後、この「中間まとめ」に沿った施策を進めていく考え。

ひとり親家庭の現状

- ひとり親家庭の平均所得は、一般子育て世帯の約4割。平均稼働所得は、一般子育て世帯の約3割。
- ひとり親家庭の母の約8割、父の約9割が就労。うち非正規が母で約5割(平均就労収入125万円)、父で約1割(同175万円)。
- 就労していないひとり親も、母の約9割、父の約8割が就労を希望しているが、就業できていない状況。
- 「子どもの貧困率」は、15.7%だが、「大人が一人」の「子どもがいる現役世帯」の相対的貧困率は、50.8%。
- ひとり親家庭は、子育てと生計を一人で担う不利を抱え、両立の困難、非正規雇用の増加等の影響から厳しい状況。

ひとり親家庭の自立と支援

- 子どもへの影響等の観点からもできる限り就業自立を目指すべき。そのために一般施策とひとり親家庭向け施策と双方の充実が必要。
- 他方で就労自立が直ちには困難な家庭もあり、状態像に応じた自立支援も必要。
- 福祉、保健、雇用、教育、法務など多岐の分野にわたった支援が必要であり、関係機関との協力・連携が不可欠。

＜現状・課題＞

1. 支援施策全体、実施体制

- ひとり親家庭の課題を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげるべき、母子自立支援員を中心とした相談支援体制が不十分。
- 地域により支援メニューに、ばらつきあり。
- 支援施策が知られておらず、利用が低調。
- 経済的に厳しい状況の父子家庭も存在。

＜施策の方向性＞

- 地域の支援ニーズや社会資源の在り方に応じた相談支援窓口の整備のために必要な支援、先進的取組等の収集・情報提供
- 母子自立支援員について自治体の理解を得て体制強化等の促進や研修機会の充実
- ニーズを踏まえた自治体での支援メニューの計画的整備のため「母子家庭及び寡婦自立促進計画」の策定の要請及び助言・支援
- 支援施策の更なる周知と利用の促進
- 父子家庭への支援の推進、支援施策の周知徹底

<現状・課題>

2. 就業支援

- 就業状況や就業希望など状態像は様々。
- 多くが非正規雇用で働き、稼働所得が不十分。
- 就業・転職には資格取得が有効。
- 就業支援特別措置法が施行。

<施策の方向性>

- 状態像に応じたきめ細かな就業支援
- 休日夜間などの相談支援、講習の設定等よりよい就業への転職やキャリアアップの支援
- 対象資格の拡大促進等による高等技能訓練促進費等事業等の更なる活用促進、給付金の非課税措置の検討
- 就業支援特別措置法に沿った国・自治体による取組の推進

3. 子育て・生活支援

- 両立には、子育て・生活支援が不可欠。一般の子育て支援とひとり親家庭向けの支援の組合せが重要。
- 日常生活の安定が必要な家庭など状態像に応じた支援が必要。
- 親の多忙による子どもへの影響も懸念。進学希望が実現できていない状況。

- 子ども・子育て支援法に基づく新制度上の保育所の優先利用などのひとり親家庭への配慮の確保
- 各自治体でのニーズに対応した「母子家庭等日常生活支援事業」の実施と周知
- 母子生活支援施設の周知、広域的利用等、支援の質の向上、職員体制の充実、地域的偏在への対応
- 当事者の相互交流・情報交換の機会確保の支援、学習支援ボランティア事業等子どもへの支援の充実や活用促進

4. 養育費確保支援

- 養育費確保の取決め、履行は十分に進まず。
- 面会交流は、子どもの立場からも重要。

- 養育費に関する離婚当事者等への周知啓発、離婚時における養育費相談への誘導等養育費確保を促す支援のための協力体制、地域の相談員の資質向上のための研修事業等の活用促進
- 面会交流の意義・課題等の周知啓発、面会交流支援の専門性を踏まえた関係機関との責任・役割分担の明確化

5. 経済的支援

- 児童扶養手当は重要な経済的支え。公的年金との併給制限が検討課題。
- 母子寡婦福祉資金は進学等に一定の役割。父子家庭への対象拡大が検討課題。

- 児童扶養手当よりも少額の公的年金とを受給する場合の差額分の所得保障について児童扶養手当の支給等検討
- 母子寡婦福祉資金の貸付対象の父子家庭への拡大

ひとり親家庭への支援施策の見直しの全体像について

「中間まとめ」で指摘された現状と課題

支援施策全体の現状と課題

- ✓ 各家庭の課題を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげる相談支援体制が不十分。
- ✓ 地域により支援メニューに、ばらつきあり。
- ✓ 支援施策が知られず、利用が低調。
- ✓ 経済的に厳しい父子家庭も存在。

個別の支援分野の現状と課題

① 就業支援

- ✓ 非正規雇用の者が多く、稼働所得が低い。
- ✓ 就業を希望しても就職できない者も多数。
- ✓ 就業・転職には資格取得が有効。
他方で、訓練と子育てとの両立が困難。

② 子育て・生活支援、子どもへの支援

- ✓ 就業・訓練と子育てとの両立が困難。
- ✓ 子どもへの影響(貧困の連鎖など)も懸念。

③ 養育費確保、④経済的支援

- ✓ 養育費等の取決め・履行は十分に進まず。
- ✓ 児童扶養手当の公的年金との併給制限の見直しや、母子福祉資金貸付の父子家庭への対象拡大が検討課題。

具体的な対応

I. 相談支援体制の構築

《支援を必要とする家庭に必要な支援が届くよう相談支援体制を構築》

- 支援メニューを組み合わせる総合的・包括的な支援を行うワンストップの相談窓口の構築【予】
- 支援施策の広報啓発活動の強化【予・法】
- ニーズを踏まえた自治体での支援メニューの計画的整備【予・法】
- 父子家庭への支援の推進、施策の周知徹底【予・法】

II. 支援メニューの充実

《安定した雇用による就労自立を実現》

- ワンストップの相談窓口による関係機関と連携した就業支援【予】
- 就業支援関連事業等（就業支援講習会、相談関係職員の研修、自立支援プログラム策定等の拡充）の充実強化【予】
- 資格取得のための給付金の非課税化【税・法】

《就業等と子育ての両立及び子どもの健全育成を実現》

- 就職活動等の際の保育サービス(日常生活支援事業)の拡充等【予・法】
- 児童訪問援助員の派遣、学習支援ボランティア事業の拡充【予・法】

《養育費確保支援を推進、経済的支援の機能を強化》

- 養育費、面会交流に関する周知啓発、連携した相談体制【予】
- 児童扶養手当の公的年金との差額支給【予・法】
- 母子福祉資金貸付の父子家庭への対象拡大【予・法】

ひとり親家庭における子育て・就業の両立による就業自立、子どもの健全育成を実現。

※ 【 】内の「予」は平成26年度予算で確保したもの、「税」は平成26年度税制改正が認められたもの、「法」は法律改正事項となるもの。

ひとり親家庭支援施策の主な改正事項

ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、「子どもの貧困」対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援施策を強化。

※ 平成22年の児童扶養手当法改正法附則の施行3年後の検討規定に基づく見直し。

母子及び寡婦福祉法の改正

1. ひとり親家庭への支援体制の充実

- 母子家庭等が地域の実情に応じた最も適切な支援を総合的に受けられるよう、①都道府県・市等による支援措置の計画的・積極的実施、周知、支援者の連携・調整、②母子・父子自立支援員(*3(2)参照)等の人材確保・資質向上、③関係機関による相互協力について規定。

2. ひとり親家庭への支援施策・周知の強化

- (1) 就業支援の強化
高等職業訓練促進給付金等を法定化し、非課税化。 ※母子家庭の母等が就職に有利な資格を取得するために養成機関で修業する期間の生活を支援するための給付金。
- (2) 子育て・生活支援の強化
保育所入所に加え、放課後児童健全育成事業等の利用に関する配慮規定を追加。
子どもへの相談・学習支援、ひとり親同士の情報交換支援等に係る予算事業を「生活向上事業」として法定化。
- (3) 施策の周知の強化
就業支援事業、生活向上事業に支援施策に関する情報提供の業務を規定。

3. 父子家庭への支援の拡大

- (1) 法律名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称。父子家庭への福祉の措置に関する章を創設。
- (2) 母子福祉資金貸付等の支援施策の対象を父子家庭にも拡大するほか、母子自立支援員、母子福祉団体等や基本方針、自立促進計画の規定に父子家庭も対象として追加し、名称を「母子・父子自立支援員」、「母子・父子福祉団体」等に改称。

児童扶養手当法の改正

4. 児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直し

- 公的年金等を受給できる場合の併給制限を見直し、年金額が手当額を下回るときはその差額分の手当を支給。

施行期日

- (1) 1～3については、平成26年10月1日に施行。
- (2) 4については、平成26年12月1日に施行(平成27年4月から支払い)。

ひとり親家庭それぞれの様々な課題に対し、適切な支援メニューを組み合わせることで総合的・包括的な支援を行う。

(1) 総合的な支援のための相談窓口の整備

自治体の規模、支援サービスの状況など地域の実情に応じたワンストップの相談窓口の構築を推進。好事例を全国展開。

(2) 支援施策の充実強化

① 転職・キャリアアップ支援等の就業支援関連事業等の充実強化 ② 子どもに対するピア・サポートを伴う学習支援の推進

ひとり親家庭の支援に関する主な課題

- ① 相談支援体制が不十分（多岐にわたる課題を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげることができていない）
- ② 地域により支援メニューの実施状況にばらつきがある
- ③ 支援施策が知られておらず、利用が低調
- ④ 多くが非正規雇用で働いており、稼働所得が少ないため、個々の状況に応じた就業支援が必要
- ⑤ ひとりで仕事と子育てを両立するには、子育て・生活支援の充実が不可欠
- ⑥ 親との離別経験や将来への不安、親への気遣いなど特有の悩みを持つ子どもへの支援が必要
- ⑦ 貧困率の改善が求められている（子どもがいる現役世帯の「大人が一人」の相対的貧困率 50.8%）

具体的施策

総合的な支援の枠組みの構築【新規】 2.9億円

- 総合的な支援のための相談窓口の整備
母子自立支援員に加え新たに就業支援専門員を配置し、ワンストップの相談窓口で適切な支援メニューを組み合わせることにより総合的・包括的な支援を実施（109か所）
- 支援施策に関する広報啓発活動の強化
- 国による地方自治体への支援
地方自治体の支援体制の検証、好事例の全国展開 等

就業支援関連事業等の充実強化 2.5億円

- 身近な地域での事業の充実強化
(1) 就業支援講習会の拡充、相談関係職員の研修等の充実
(2) 個々の状況に即した自立支援プログラムの策定の拡充
(3) 就職活動等の際の生活援助や保育サービスの提供等の拡充

子どもへの支援の推進(ピア・サポート、学習支援) 2.7億円

- 子どもが気軽に相談できる児童訪問援助員（ホームフレンド）の派遣の拡充
- 子どもに寄り添うピア・サポートも行いつつ、学習意欲の喚起や教科指導等を行う学習支援ボランティア事業の拡充

支援施策の充実強化

ひとり親家庭への総合的な支援



総合的な支援のための
相談窓口の整備
(市レベル)



母子自立支援員



【新規】



就業支援専門員

適切な
支援メ
ニュー
の組み
合わせ



- 自治体の規模、支援サービスの状況など地域の
実情に応じたワンストップの相談窓口の構築を推進
- 就業を軸とした的確な支援の提供
- 支援施策の広報啓発活動の実施 **【拡充】**

就業支援

《個々の状況に対応する就業支援の充実》

- 就業支援講習会の拡充 **【拡充】**(郊外での実施など)
- 相談関係職員の資質向上 **【拡充】**(研修の充実)
- 自立支援プログラムの策定 **【拡充】**(6,952→10,428件)
- ハローワーク等との定期的な連絡調整や同行支援など
- 能力開発等のための給付金の支給 など

子育て・生活支援

《ひとりで担う仕事と子育ての両立支援の充実》

- 子育て・生活支援
 - ・就職活動等の際の保育サービス**【拡充】**
(日常生活支援事業 212→302カ所)
 - ・保育所の優先入所
 - ・母子生活支援施設の利用 など

子どもへの支援

《特有の悩みを持つ子どもへの支援の充実》

- ピア・サポート、学習支援
 - ・児童訪問援助員(ホームルンド)の派遣 **【拡充】**(12→47カ所)
 - ・学習支援ボランティア事業 **【拡充】**(10→109カ所)

養育費の確保、経済的支援

- 養育費相談支援センター等による養育費相談
- 児童扶養手当の支給
- 母子寡婦福祉資金の貸付 など

↳ 好事例を全国展開

母子家庭等就業・自立支援事業

創設:平成15年度
 相談件数:106,055件(平成24年度)
 就職件数: 6,638件(平成24年度)

母子家庭の母及び父子家庭との父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する事業。

都道府県・指定都市・中核市

一般市・福祉事務所設置町村

母子家庭等就業・自立支援センター事業

一般市等就業・自立支援事業

支援メニュー

就業支援事業

- 就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施等

就業支援講習会等事業

- 就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催

就業情報提供事業

- 求人情報の提供
- 電子メール相談等

地域生活支援事業

- 生活支援の実施
- 養育費相談の実施等

在宅就業推進事業

- 在宅就業のためのスキルアップに係るセミナーの開催等

面会交流支援事業

- 面会交流援助の実施等

管内自治体・福祉事務所支援事業(※)

- 相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等

広報啓発・公聴、ニーズ把握活動等事業(※)

- 地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施等

母子家庭等就業・自立支援センター事業の支援メニュー（就業支援事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業、地域生活支援事業、在宅就業推進事業、管内自治体・福祉事務所支援事業、広報啓発・公聴、ニーズ把握活動等事業）の中から地域の実情に応じ適切な支援メニューを選択し実施

- 「就業支援事業」及び「地域生活支援事業」について、土日における開所を促進するため、開所日数に応じた加算制度を創設(22年度創設、26年度拡充)
- (※)は26年度新規事業

実施先一覧：<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/bosikatei/2b.html>

父子家庭への支援の拡大

現行

経済的支援

- 児童扶養手当は、父子家庭にも支給。
- 母子福祉資金の貸付は、父子家庭は対象外。

子育て・生活支援

- 法律上、父子家庭も支援対象。
(例) 日常生活支援事業、保育所入所の配慮等。

就業支援

- 予算措置・運用により、父子家庭も対象。
(母子寡婦法上は対象外)
(例) 就業支援事業、高等職業訓練促進給付金等。

支援の枠組み

- 基本方針（国）、自立促進計画（地方）は、母子寡婦法上は対象外（※）。
- 母子自立支援員による支援等は、運用により対象。
(母子寡婦法上は対象外)
→ 名称から支援対象であることが不明確。

改正後

- ◎ 貸付対象を父子家庭に拡大。
(「父子福祉資金」の創設)

→ 父子家庭への支援が出揃う。

- ◎ 父子家庭への支援も法律に規定。
父子家庭に関する新章を創設。

- ◎ 名称を「母子・父子自立支援員」、「母子・父子福祉団体」等に改称。
→ 支援対象であることを明確化。

※「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に関する特別措置法」では、父子家庭の父の就業支援について定めることを規定。



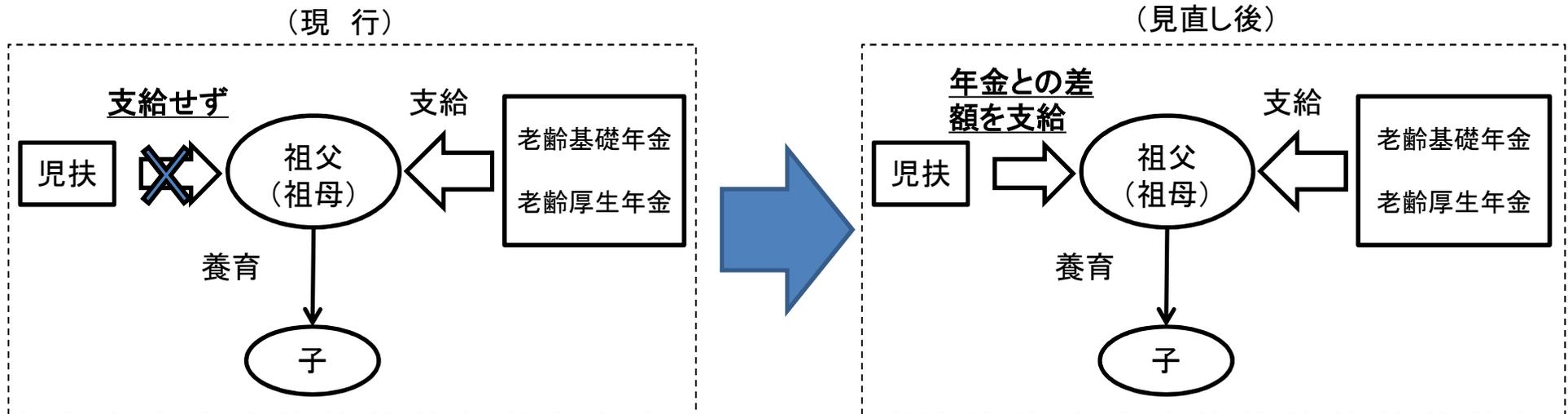
これにより、父子家庭を概ね母子家庭と同様に法律の支援対象として位置づけ。
法律の名称を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称。

児童扶養手当と公的年金との併給制限について

- 児童扶養手当と公的年金は、稼得能力の低下に対する所得保障という同一の性格を有しているため、公的年金を受給できる場合は、児童扶養手当を支給しないことで併給調整を行っている。
- しかしながら、社会経済状況の変化（非正規雇用の増加、保険料納付の困難等）などを背景として、児童扶養手当よりも低額の年金を受給する場合が生じている。
- この結果、児童扶養手当よりも低額の年金を受給する場合には、保険料を支払ったために少額の公的年金の受給対象となった者の方が、保険料を支払わず公的年金の受給対象とならない者よりも、少額の保障しか受けられないケースが生じることとなり、均衡を失うことから見直しが必要となっている。
- こうしたことを解消するため、併給調整のあり方を見直し、公的年金を受給した場合でも、その額が児童扶養手当額に満たない場合にはその差額を支給できるように改正する。
- これにより、推計で約5千人が新たに児童扶養手当の給付対象となる。

（差額支給の対象となる例）父母に監護されない児童を祖父母が養育する家庭

- 祖父（祖母）が受給する老齢年金が、加入年数や報酬額等により、児童扶養手当よりも低くなる場合



※ 上記の例の他、①妻が死亡した父子家庭で、父が遺族基礎年金の対象外（平成26年4月以降に死亡のケースは父に遺族基礎年金が支給される。）であるため、子に遺族厚生年金のみが支給されており、報酬額等により年金額が低くなる場合、②離婚後に父が死亡した母子家庭で、子が死亡した父から養育費を受け取っており、子に遺族厚生年金のみが支給され、報酬額等により年金額が低くなる場合などが考えられる。

